

審査基準

令和3年11月1日作成

法令名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根拠条項：第4条第2項
処分の概要：探偵業届出証明書の再交付
原権者：大分県公安委員会
法令の定め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項（探偵業届出証明書の交付）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：3日（行政庁の休日を除く。）
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業・探偵業係（電話 097-536-2131） 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考：